

浦安市災害対策基本条例

平成21年3月31日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 自助(第5条 第8条)

第3章 共助(第9条 第16条)

第4章 公助(第17条 第27条)

第5章 補則(第28条)

附則

これまでいくたびも我が国を襲った震災、風水害等の自然災害や大規模事故は、多くのかけがえのない生命と平穏な暮らしを奪い、私たちに災害の恐ろしさと防災の重要性を警鐘しているところである。災害は、いつ我々の生活に襲いかかるか分からない。これらの災害を教訓として、災害に強い安全なまちづくりに向け、災害対策機能の強化や地域ぐるみの防災対策を推進することは、市に課せられた重要な責務である。

災害から生命と暮らしを守るために災害対策を講じていくには、市民、事業者、市その他市にかかわるものの責務と役割を明らかにした上で連携していくことが不可欠である。

この条例は、市にかかわるすべてのものが、相互に協力し、災害対策に取り組んでいくため、その決意を表明するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、市その他市にかかわるものの災害対策における責務と役割を明らかにするとともに、災害予防及び災害が発生した際の応急対策並びに復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 災害時要援護者 高齢者、障がい者等災害時に特に援護について配慮を要する者をいう。

いう。

- (5) 帰宅困難者 災害時に市内に滞在する者、通行途上で市内に留まることとなった者及び市内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。
- (6) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、帰宅困難者及び市は、次に掲げる理念に基づきそれぞれの責務及び役割に応じ連携を図ることを基本理念として、災害対策に取り組むものとする。

- (1) 市民、事業者及び帰宅困難者(以下「市民等」という。)が自己の責任により自らを災害から守るという自助の理念
- (2) 市民等が地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念
- (3) 市が市民等を災害から守るという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 浦安市防災会議は、市の地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念を反映しなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、自助の理念にのっとり、災害の予防のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
- (5) 災害時に必要な飲料水及び食料等災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保
- (6) 避難経路、避難場所及び避難方法についての確認
- (7) 災害時の連絡先及び連絡方法についての確認
- (8) 災害時における帰宅に必要な物資の確保

(事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、また、従業員及び顧客(以下「従業員等」という。)の安全を考え、災害の予防のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全性の確保

- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備
 - (5) 災害時に必要な飲料水及び食料等災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保
 - (6) 避難経路、避難場所及び避難方法についての確認及び従業員等への周知
 - (7) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主的な防災組織の編成
 - (8) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知
- 2 事業者は、災害時において、帰宅困難者となった従業員等が地域の混乱を生じさせることのないようにしなければならない。

(特定事業者に係る防災計画の策定等)

- 第7条 災害対策を特に必要とする施設等を設置している事業者であって規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定める事項について防災計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。
- 2 特定事業者は、前項の規定により防災計画を作成したときは、これを市長に届け出るとともに、その実施状況を市長に報告しなければならない。
 - 3 特定事業者は、前項の規定により届け出た防災計画が適当でなくなったときは、直ちにこれを変更し、市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、第1項の規定により作成した防災計画の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業所に立ち入り、防災計画の実施状況若しくは施設その他の物件を検査させることができる。
 - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(帰宅困難者の自助)

- 第8条 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、災害時における帰宅に必要な物資の確保に努めなければならない。
- 2 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確認及び確保並びに帰宅経路の確認に努めなければならない。
 - 3 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情

報の収集に努めなければならない。

第3章 共助

(市民の共助)

第9条 市民は、地域社会の一員としての責任を自覚し、共助の理念にのっとり、自発的な災害予防の活動及び災害時における避難活動、負傷者の救護その他の諸活動(以下「災害対策活動」という。)に参加するよう努めなければならない。

(事業者の共助)

第10条 事業者は、社会的責任を自覚し、共助の理念にのっとり、市民と連携し地域の災害対策活動の実施及びこれへの参加並びに施設等の提供に努めなければならない。

(災害時協力体制の事前整備)

第11条 市民及び事業者は、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

(災害対策事業への協力)

第12条 市民及び事業者は、市長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

(自主防災組織の結成)

第13条 市民は、お互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めなければならない。

(災害時要援護者の援護)

第14条 市民及び事業者並びに自主防災組織は、共助の理念にのっとり、災害時要援護者が災害時に安全を確保できるよう援護に努めなければならない。

(帰宅困難者の支援)

第15条 市民及び事業者並びに自主防災組織は、共助の理念にのっとり、帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

(帰宅困難者の共助)

第16条 帰宅困難者は、共助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、負傷者の救護その他の諸活動に協力するよう努めなければならない。

第4章 公助

(市長の基本的な責務)

第17条 市長は、公助の理念にのっとり、災害予防及び災害が発生した際の応急対策並びに復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、その安全を確保するよう努めなければならない。

2 市長は、市民等と連携協力するとともに、市民等への助成その他必要な支援を行うことにより、自助及び共助による災害対策活動を促進しなければならない。

3 市長は、国、他の地方公共団体及び関係機関との連携協力を努めなければならない。

4 市長は、市の職員の防災に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、市の職員を災害対策要員として確保しなければならない。

5 市長は、災害に関する正確な情報を、速やかに、かつ、確実に収集し、伝達しなければならない。

6 市長は、災害発生後の市民生活の再建、安定及び復旧に向けた施策の推進を図らなければならない。

(応急体制の確立)

第18条 市長は、災害時においては、法第23条第1項の規定により設置する災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設)

第19条 市長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

(応急医療体制の整備)

第20条 市長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時においては、市民等及び医療機関と連携協力して、傷病者の救護に当たらなければならない。

(備蓄物資の整備)

第21条 市長は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(自主防災組織の育成及び支援)

第22条 市長は、自主防災組織の育成のため、必要な助成及び研修の実施並びに自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。

2 市長は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策活動において指導的役割を担う人材の育成に努めなければならない。

(災害時要援護者の援護の推進)

第23条 市長は、災害時要援護者が災害時に安全を確保できるよう、あらかじめ援護体制を整備し、災害時に災害時要援護者を援護しなければならない。

2 市長は、第14条の規定による援護をしようとするものに対し、必要な支援を行わなければならない。

(災害時要援護者に係る個人情報の利用及び提供)

第24条 市長は、前条第1項に規定する援護体制の整備又は援護(以下「援護等」という。)を行うため、援護等の事務以外の事務で取り扱っている災害時要援護者に係る個人情報(浦安市個人情報保護条例(平成15年条例第32号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を、援護等を行うのに必要な範囲内において、援護等のために利用することができる。

2 市長は、自主防災組織、民生委員その他の規則で定めるもの(以下「自主防災組織等」という。)が災害時における災害時要援護者の援護を行うのに必要な範囲内において、災害時要援護者に係る個人情報を自主防災組織等に対し提供することができる。

3 前項の規定により提供する災害時要援護者に係る個人情報及びこれを提供する自主防災組織等は、規則で定める。

(帰宅困難者対策の推進)

第25条 市長は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、地域の混乱を防止するため、帰宅困難者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、帰宅困難者対策について、国、他の地方公共団体及び関係機関に対して必要な要請を行うとともに、連携の強化に努めなければならない。

(ボランティア活動への支援等)

第26条 市長は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点及び物資の提供等の支援並びに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。

(復旧の推進)

第27条 市長は、災害により市内に甚大な被害が発生した場合、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して被災地の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合には、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に資するため、災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならない。

第5章 補則

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。